

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」  
及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく

## 国立大学法人一橋大学 一般事業主行動計画

本学では、教職員が仕事と家庭生活を両立できるような働きやすい職場をつくり、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うことによって、教職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2022年3月31日(3年間)

2. 本学の課題

- (1) 教員について、女性の占める割合が低い。
- (2) 役員及び事務局の管理職について、女性の占める割合が低い。
- (3) 仕事と家庭生活を両立させる働きやすい職場づくりをさらに進める必要がある。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1: 公正な評価に基づいて女性研究者を積極的に採用し、3年間を通じた全学における女性教員採用比率について、平均20%以上となることを目指す。

<取組内容>

- 2019年4月～ 全学の教員人件費管理計画を踏まえ、各部局において、女性教員を積極的に採用する。また、人事委員会において、女性教員の採用状況を分析し、その結果を踏まえて女性教員の採用促進に関する全学的計画を策定する。
- 2020年4月～ 各部局において、女性教員を積極的に採用するとともに、女性教員の採用促進に関する全学的計画を実施する。
- 2021年4月～ 引き続き各部局における女性教員の積極的な採用と、女性教員の採用促進に関する全学的計画を実施し、成果を検証する。

目標2: 女性役員を登用するとともに、事務局の課長代理以上のポストについて、女性職員数を2021年度末までに2015年度末時点から倍増させることを目指す。

<取組内容>

- 2019年4月～ 女性役員を登用する。
- 2019年4月～ 事務局の課長代理以上のポストについて、女性職員を登用するとともに、さらなる改善策を検討する。

目標3:ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を図り、仕事と家庭生活の両立を支援する職場環境づくりを推進する。

<取組内容>

- 2019年4月～ 育児中の教職員を支援するため、休日に学内で実施する全学行事において託児の環境を整備する。
- 2019年4月～ 授乳・休憩スペースや育児設備(おむつ交換台、ベビーチェア等)の整備を行うなどして、職場環境の改善に努める。
- 2019年4月～ 出産、育児、介護等のライフイベント中の研究者に研究支援を行う研究支援員を配置し、育児等と研究の両立を図る。
- 2019年4月～ 教職員のための「育児・介護支援制度ガイドブック」を随時更新し、内容を充実させるとともに、イントラネット等を利用した周知を行うことで、支援制度の活用を促す。
- 2019年4月～ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや研修を開催し、働き方に関する意識啓発を行う。
- 2019年4月～ 「帰宅しやすい環境づくり」と「労務管理の徹底」を2本の柱とする所定時間外労働削減の取組を引き続き実施するとともに、取組の更なる改善を図る。
- 2020年1月～ 年次有給休暇を容易に、かつ計画的に取得できるようにするため、年次有給休暇取得計画表の活用を促すとともに、年次有給休暇の連続した取得の奨励について、イントラネット等を活用して周知する。

※目標3に基づく取組内容については、次世代育成支援対策推進法における行動計画とする。